

## 研究炉等に係る I N E S 評価ワーキンググループ設置要綱

平成15年12月22日

改訂 平成19年 2月27日

改訂 平成20年 7月10日

改訂 平成21年 2月27日

原子力規制室

## (目的)

第1条 文部科学省の所管する試験研究用原子炉施設，研究開発段階にある原子炉施設（発電の用に供するものを除く。），核燃料物質の使用施設等及び核燃料物質等の陸上輸送（以下「研究炉等」という。）の事故・故障等について，国際原子力事象評価尺度（以下「I N E S (International Nuclear Event Scale)」という。）ユーザーズ・マニュアル及びその追加ガイダンスの評価基準（以下「I N E S 基準」という。）に基づいて評価を行うため，文部科学省科学技術・学術政策局に設置している研究炉等安全規制検討会の下に原子力安全に係る専門家からなる研究炉等に係る I N E S 評価ワーキンググループ（以下「I N E S 評価WG」という。）を設置する。

## (事務)

- 第2条 I N E S 評価WGは，I N E S 基準に基づき，文部科学省が法令報告事象又は社会的影響が大きいと判断した事象に関して暫定的に評価した I N E S の妥当性について検討する。
- 2 文部科学省は，I N E S 評価WGの検討結果を参考にし，原因究明が終了した時点で I N E S の正式値を確定する。
  - 3 文部科学省は，評価結果を研究炉等安全規制検討会に報告する。

## (委員会)

第3条 I N E S 評価WG委員（以下「委員」という。）は10人以内で構成する。

## (委員)

第4条 委員は，原子力安全技術アドバイザーから充てる。

## (公開)

第5条 I N E S 評価WGは公開とする。

## (庶務)

第6条 I N E S 評価WGの事務は，文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課原子力規制室が行う。

附則 この要綱は，平成15年12月22日から施行する。

附則 この要綱は，平成19年2月27日から施行する。

附則 この要綱は，平成20年7月10日から施行する。

附則 この要綱は，平成21年2月27日から施行する。

研究炉等に係る I N E S 評価ワーキンググループ設置要綱

平成 1 5 年 1 2 月 2 2 日

改訂 平成 1 9 年 2 月 2 7 日

改訂 平成 2 0 年 7 月 1 0 日

改訂 平成 2 1 年 2 月 2 7 日

原 子 力 規 制 室

(目的)

第 1 条 文部科学省の所管する試験研究用原子炉施設，研究開発段階にある原子炉施設（発電の用に供するものを除く。），核燃料物質の使用施設等及び核燃料物質等の陸上輸送（以下「研究炉等」という。）の事故・故障等について，国際原子力事象評価尺度（以下「I N E S（International Nuclear Event Scale）」という。）ユーザーズ・マニュアル及びその追加ガイダンスの評価基準（以下「I N E S 基準」という。）に基づいて評価を行うため，文部科学省科学技術・学術政策局に設置している研究炉等安全規制検討会の下に原子力安全に係る専門家からなる研究炉等に係る I N E S 評価ワーキンググループ（以下「I N E S 評価WG」という。）を設置する。

~~I N E S 評価WGは，文部科学省が法令報告対象に関して I N E S 基準に基づき暫定的に評価した I N E S の妥当性について検討を行う。文部科学省は，I N E S 評価WGの検討結果を参考にし，原因究明が終了した時点で I N E S の正式評価値を確定する。~~

(事務)

第 2 条 I N E S 評価WGは，I N E S 基準に基づき，文部科学省が法令報告事象 又は社会的影響が大きいと判断した事象 に関して暫定的に評価した I N E S の妥当性について検討する。  
2 文部科学省は，I N E S 評価WGの検討結果を参考にし，原因究明が終了した時点で I N E S の正式値を確定する。

~~2.3~~ 文部科学省は，評価結果を研究炉等安全規制検討会に報告する。

(委員会)

第 3 条 I N E S 評価WG委員（以下「委員」という。）は 1 0 人以内で構成する。

(委員)

第 4 条 委員は，原子力安全技術アドバイザーから充てる。

(公開)

第 5 条 I N E S 評価WGは公開とする。

(庶務)

第 6 条 I N E S 評価WGの事務は，文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課原子力規制室が行う。

附則 この要綱は，平成 1 5 年 1 2 月 2 2 日から施行する。

附則 この要綱は，平成 1 9 年 2 月 2 7 日から施行する。

附則 この要綱は，平成 2 0 年 7 月 1 0 日から施行する。

附則 この要綱は，平成 2 1 年 2 月 2 7 日から施行する。